別紙１　リスク分担表（甲は墨田区、乙は指定管理者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　類 | 内　　　　容 | 負担者 | |
| 甲 | 乙 |
| 法令等の新設・変更 | 施設の管理運営に影響のある法令等の新設・変更  （他の項目に記載されているものを除く。） | ○ |  |
| 指定管理者自身に影響のある法令等の新設・変更 |  | ○ |
| 税制の変更 | 施設の管理運営に影響のある税制の新設・変更（税率の変更を含む。）  （他の項目に記載されているものを除く。） | ○ |  |
| 法人税、法人住民税等、指定管理者自身に影響のある税制の新設・変更  （税率の変更を含む。） |  | ○ |
| 資金調達 | 資金調達できなくなったことによる施設の管理運営の中断等 |  | ○ |
| 甲から乙への指定管理料の支払遅延により生じた損害 | ○ |  |
| 市場環境等の変化 | 物件費、人件費等物価の変動に伴う経費の増加 |  | ○ |
| 金利の変動に伴う経費の増加 |  | ○ |
| 他施設との競合による利用者又は収入の減少 |  | ○ |
| 当初の需要見込みと異なる状況の発生による経費の増加、利用者又は収入の減少 |  | ○ |
| 甲の都合による経費の増加 | ○ |  |
| 利用者への損害賠償 | 乙の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合  （不適切な施設の管理運営による利用者の怪我等） |  | ○ |
| 甲の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合 | ○ |  |
| 上記以外の事由により利用者に損害を与えた場合 | 協議 | |
| 第三者への損害賠償 | 乙の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合  （不適切な施設の管理運営による騒音、振動等の苦情等を含む。） |  | ○ |
| 甲の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合 | ○ |  |
| 上記以外の事由により利用者に損害を与えた場合 | 協議 | |
| 管理運営の中止・中断 | 甲の責めに帰すべき事由又は甲の緊急的事由による管理運営の中止・中断 | ○ |  |
| 乙の責めに帰すべき事由による管理運営の中止・中断 |  | ○ |
| 上記以外の事由による管理運営の中止・中断 | 協議 | |
| 施設等の損傷 | 経年劣化、第三者の行為（相手方が特定できないものを含む。）による施設等の損傷のうち、修繕費用が１件につき税込１３０万円未満のもの |  | ○ |
| 経年劣化、第三者の行為（相手方が特定できないものを含む。）による施設等の損傷のうち、修繕費用が１件につき税込１３０万円以上のもの | ○ | (※１) |
| 乙の責めに帰すべき事由による施設等の損傷 |  | ○ |
| 上記以外の事由による施設等の損傷 | ○ |  |
| 不可抗力 | 不可抗力による管理運営の中止・中断 | ○ | (※２) |
| 不可抗力による施設等の損壊における復旧費用 | ○ | (※３) |
| 環境問題 | 施設又は用地から有害物質等が発生した場合 | ○ |  |
| 施設の管理運営及び自主事業に起因する有害物質の排出・漏えい、騒音、振動、光、臭気等に関するもの |  | ○ |
| セキュリティ | 乙の警備不備による損害（盗難、情報の漏えい、犯罪の発生等） |  | ○ |
| 事業終了時の費用 | 指定期間の満了又は指定の取消しの場合における原状回復及び撤収費用 |  | ○ |

※１　甲が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、乙は、１件につき１３０万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の修繕を行うことができる。

※２　不可抗力により乙に損害又は増加費用が発生した場合、当該損害又は増加費用については、合理性の認められる範囲で甲が負担する。

※３　損壊復旧に係る費用を乙が付保した保険により補填された場合にあっては、当該補塡された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。